

入札説明書

北町宿舎 A 棟昇降機用電気料ほか 5 件

陸上自衛隊練馬駐屯地
第 3 3 8 会計隊

はじめに

北町宿舎A棟昇降機用電気料ほか5件の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び入札及び契約心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊練馬駐屯地
第338会計隊長 依田 誠一

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

件名	予定契約電力	予定使用電力量
北町宿舎A棟昇降機用電気料	10kW	8,061kWh
北町宿舎B棟昇降機用電気料	18kW	9,916kWh
北町宿舎C棟昇降機用電気料	13kW	8,043kWh
北町宿舎D棟昇降機用電気料	12kW	6,177kWh
北町宿舎E棟昇降機用電気料	28kW	21,417kWh
北町宿舎F棟昇降機用電気料	13kW	3,050kWh

(2) 特質等 別添仕様書による。

(3) 使用期間 自 令和5年4月1日 午前 00:00
至 令和6年3月31日 午後 12:00

(4) 需要場所 各地

(5) 入札方法

ア 別紙第1に示す「入札書」により入札すること。

イ 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で有るかを問わず、税抜金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額の算定に当たっては、力率割引または割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

3 競争参加資格

- (1) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (4) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「物品の販売」において、「D等級以上」に格付され、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件（別紙第2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」）を満たすもの。その際、それを証明する別紙第3「適合証明書」を提出すること。
- (10) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率が参加を希望する入札における条件を満たすことができる者であること。その際、その供給する電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料「特定電源割当計画書」を提出すること。

※ 但し二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件等に変更があった場合には、変更後の条件等による。

4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒179-0081 東京都練馬区北町4丁目1-1

陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊 担当 福嶋

TEL 03-3933-1161（内線2350） FAX 03-3933-0925（直通）

5 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、令和5年1月24日（火）17時00分までに3(8)に基づく小売電気事業者の登録を証明する書類の写し及び3(9)(10)に掲げる資料を4に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出しなければならない。なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された書類は第338会計隊で審査するものとし、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

令和5年2月7日（火）10時30分、再エネ率100%から順次実施

(2) 場 所

陸上自衛隊練馬駐屯地 第338会計隊入札室（189号隊舎1階）

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることはできない。
- (2) 入札において代理人が入札する場合には、委任状（様式随意）を提出しなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札についての他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (4) 電話、電報及びFAXによる入札は認めない。

8 入札の無効

- (1) 入札説明書に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 入札金額、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）及び入札者の押印のない入札書（代理人が入札する場合は、代理人の氏名を伏せて記入し押印すること）
 - イ 入札金額の記載が明確でない入札書
 - ウ 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）及び代理人の氏名が明確でない入札書
 - エ 暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は、誓約に反する事態が生じた場合

9 落札者の決定方法

- (1) 当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき者が二人以上あるときは、「くじ」で落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって「くじ」を引き落札者を決定する。

10 開札に立ち会う者

- (1) 入札者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- (2) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場を退出することはできない。

1 1 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成する。契約締結を持って本案件は成立する。
- (2) 適用する特約条項
- ア 談合等の不正行為に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

1 2 その他

- (1) 入札保証金 免除とする。但し、落札者が契約を結ばない場合には、入札金額に消費税相当額を加算した100分の5に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 免除とする。但し、落札者が契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 代金の請求方法

請求は、振込手数料を要しない振込取扱票等を添付するものとする。ただし、払込取扱票等を添付できない場合については、官側に発生する払込手数料は業者側が負担するものとする。

- (4) 支払は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条により、履行完了後、契約相手方から適法な支払い請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (5) 上記によるほか、この一般競争入札に参加する場合において遵守すべき事項は、「公告」及び「入札及び契約心得」によるものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

別紙第3「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和2年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和2年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。) 第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p>

<p>②令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和2年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和2年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(KWh))</p> <p>② 令和2年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kwh) (ただし、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和2年度の供給電力量 (需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和2年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊練馬駐屯地

第338会計隊長 依田 誠一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。